

官報

号外 昭和二十六年五月十一日

○第十回 参議院 會議録第三十九号

昭和二十六年五月十日(木曜日)午前十一時二十三分開議

議事日程 第三十八号

昭和二十六年五月十日

午前十時開議

第一 國務大臣の演説に関する件

(第二日)

第二 相互銀行法案(衆議院提出)

(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨九日閣内から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

計量法施行法案

通商産業委員会に付託

破産法及び和議法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

(野原正勝君外二名提出)

農林委員会に付託

大蔵委員 下條 恭兵君

官報号外 昭和二十六年五月十一日

参議院會議録第三十九号

議長の報告 食糧管理法の一部を改正する法律案(衆議院提出)の件 内閣府の報告 食糧管理法の一部を改正する法律案(衆議院提出)の件 農林部 農林委員会に付託

七三五

裁判所傳辱制裁法案(田嶋好文君外四名提出)

同日議長は、左の議員提出案を建設委員会に付託した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

河川法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

経済調査庁法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

河川法の一部を改正する法律案

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

三輪 貞治君

山本 米治君

片岡 文重君

岡田 宗司君

佐多 忠隆君

清澤 俊英君

吉田 法晴君

九鬼紋十郎君

波多野 鼎君

水橋 藤作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員

清澤 俊英君

佐多 忠隆君

九鬼紋十郎君

吉田 法晴君

波多野 鼎君

三輪 貞治君

下條 恭兵君

片岡 文重君

山本 米治君

岡田 宗司君

佐多 忠隆君

清澤 俊英君

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

利根川開港法案(石川第一君外百二十二名免議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

公聴会開会承認要求書
一、事件の名称 計量法案(予備審査)
二、公聴会の問題 計量法案について
三、公聴会の月日 昭和二十六年五月二十一日及び二十二日
右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項に於て要求する。
昭和二十六年五月八日

通商産業委員 廣瀬與兵衛

長代理理事

参議院議長佐藤尚武殿

一昨八日議員から左の質問主意書を提出した。

社会保険制度に関する質問主意書

(岡村文四郎君提出)

農村人口過剰対策に関する質問主意書

(岡村文四郎君提出)

昨九日大蔵委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 清澤 俊英君(清澤俊英君の補欠)

○議長(佐藤尚武君) これより今日の会議を開きます。

この際お諮りして決定したいこととがござります。本日金子洋文君から、理由を附して食糧管理法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を提出したい旨の申出がござります。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) つきましては、日程に追加して内閣府協議会協議委員の補欠選挙を行いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○中村正雄君 只今の内閣府協議会協議委員の補欠選挙は、成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○木村守江君 私は只今の中村君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 中村君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は食糧管理法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を衆議院に送付いたします。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、國務大臣の演説に関する件(第二日)。昨日の内閣府協議会協議委員の発言に対し、これより順次質疑を許します。加藤シヅエ君。

〔加藤シヅエ君登壇、拍手〕

○加藤シヅエ君 私は日本社会党を代表いたしましたして、昨日日本議場で述べました總理大臣の外交問題に関する発言を承認いたします。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

言に對しまして、若干の質問を試みたいと存じます。

先づ第一にお伺い申上げたいことは、吉田総理大臣の外交問題に對する態度であります。昨日の吉田総理の本議場における発言は、日本國の將來の運命をかけたの講和の問題でござい

ます。吉田首相とダレス特使との第二次東京會議において、米國の對日講和の仮草案の内容に基いて會談がなされたと聞いておるにもかかわらず、總理の御発言は余りにもあつてなく、國民をして多大の失望を感じさせられました。これは吉田首相が、かねてより旧式な秘密外交を以て外交官の使命と考えておられるためでありましょうか、それとも總理の演説難い習慣のなせしむるところでございましょうか。(「西方だ」と呼ぶ者あり) いずれにしても、日本が結ぶべき講和の内容如何は單に日本民族百年の幸不幸を決定するのみならず、アジア全体の平和の礎となるべきものであるからには、この内容は最大限に具体的に國民に知らしむべきではございせんでしょうか。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)殊に今回のダレス特使の來朝は、迅速、公正、集團保障、この三原則に基く米國の對日講和が、米國において完全な超黨派的的支持を得ているものであつて、最高司令官の更迭によつても何らの變化をもたらしなさい、個人を超越する政策であらばこそ、信頼に値するものであること

とを特に強調するために來られたと申します。又米國としては、この講和は敵國同士との和解を促進する公正なる講和でなければならぬ。敗戦國の無力な立場に乘じて他の完全主權國家には適用されないような制限を敗戦國に課せようとする気持はあり勝ちなものであるが、米國はこれに反對する立場をとつておると言われ、講和及び安全保障に關する諸條件が日本國民の納得と心からなる支持の上に成立することを望んでおることは、ダレス特使のたび／＼の言葉によつて明らかにされております。戰勝國側において、これだけの公正且つ寛容な態度を示してあります際、何の遠慮があつて吉田總理大臣は國會を通じて國民に知らしめる努力甚だ不十分のそしりを受けられる必要がありましようか。老兵は死なず、消えて去ると言ひながら、而も堂々十七万語に亘る証言をあえてしたマツカーサー元帥の元氣と愛國の情に見習つて、現役の總理大臣たる者、民主主義國の外交は先づ國民をして知らしむべし、そして納得の上に國民的支持を受けるべしと申したのでございませう。(拍手)總理大臣は今後も少し熱を持つて、そしてその御発言は具体性を帯びるよう努力されることを國民は希望しておりますが、御所見のほどを承わりたいと存じます。(拍手)

次に質問の第二点は、ダレス氏との會談において、總理大臣は對日講和が單独又は多數講和の可能性多いとの意見に御承諾を與えられましたのでしうか。又特使に對しまして、ソ連、中國等を含む全面講和の理想實現への努力を今後とも続けるよう懇請されましてしうか、どうでしうか、この点を御尋ねいたします。(「そうだ」と呼ぶ者あり)自由党は社会党の提唱する全面講和を、故意に共產党の唱える社会党のそれとは全く内容を異にする全面講和と混同させたり、(「全く同じじゃないか」と呼ぶ者あり)又は空念仏などと言つて冷笑しているのではありませんか、(「どが違ふんだ」と呼ぶ者あり)國際情勢の現実は現実としてこれを認めるのは當然であります。國家は常に大義名分に立脚した基本的態度を維持してよいはずはございせん。講和締結の目的が平和と自由と獨立の確保にある以上は、講和締結は迅速であつても拙速主義はとらないうところでございます。(拍手)この意味において社会党の唱える全面講和は(「共產党と同じじゃないか」黙れ「うるさいな」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)第二次世界戦争の犠牲の上に、人類の知性が考へ出した最善にして唯一の平和機構と考えられる國際連合への参加と、その統一と強化に協力したい念願より発したものでございませう。(「落選するぞ」「そんなことを言ふな」と呼ぶ者あり)不幸にも今日國際連合が世界平和機構として未だ完成せず、

大國の権力政治によつて大きくゆさぶられておりますが、敗戦國日本が更生して國際機構にその一步を充足するに當りましては、その動向が未完成の國際連合の統一と強化に役立つことこそ好ましいのであつて、これが分裂、窮体化に拍車をかけるようなことがあつては斷じてならないのでございませう。(拍手、「その通り」と呼ぶ者あり)かかる根拠に基いて、日本としては最後まで全面講和の提唱を捨ててはならないと思ひます。總理の御所見を承わりたいと存じます。(「答弁無用」と呼ぶ者あり)

質問の第三点、第二次東京會議におきまして、首相は單独又は多數講和の承諾を與えられたとすれば、殘余の講和未締結國との關係はどういうことになるのでございましょうか。(「それは共產党、社会党に任せるよ」と呼ぶ者あり)依然として無條件降伏關係に置かれるのでございましょうか。又は交戰關係に残されるのでございましょうか。この場合これらの國々との關係についての見通しについて御説明を承わりたいのでございませう。(「議長注意しろ」と呼ぶ者あり)この場合講和條約未締結國との間にさまざまな困難な紛争が発生するのではないかと心配が多分にございませう。(「その通り」と呼ぶ者あり)例えばこれらの國によつて日本の商船や漁船が一方的理由の下に拿捕されるような予測される危険について、ダレス氏は何らかの保障を與えられましたのでしうか。この点につきまして首相の御答を頂きたいのでございませう。(「そんなものは古いことだ」と呼ぶ者あり)

質問の第四点は、對日講和とソ連との關係でございませう。ダレス特使と總理との會談の際には、ソ連政府においてダレス氏の對日講和への呼びかけに對しまして、全く背を向けるような態度であつたと聞いておりました。この点私もダレス氏の滞京中、鈴木社会党委員長と共に親しく特使と會談をいたしました際、ダレス氏はソ連のこのような態度に對し遺憾の意を表明され、今後ともソ連に對しての呼びかけを続けるであらうとお話でございませうが、最近のソ連政府の米國に對する覺書提示に對しまして、米國政府がこれには考慮をしない、既定の方針通りに進むであらうとお見通しでございませうか、或いはさうでないか。この辺に對する總理の御所見を承わりたいと存じます。(「ソ連に頼まれたのか」黙れ「呼ぶ者あり」)

質問の第五点は、仮にダレス氏の提唱する形式において單独講和が成立したといたしまして、日本の經濟自立はアメリカとの協力だけで可能と考えられますか。マツカーサー元帥は經濟的自立なきところに政治的自由なしとたびたび強調されましたが、原料の七割と食糧の二割を輸入せねば日本の經濟の

備は四清に導はぬことを考えますと

きに、日本への重要な原料供給国であり、又市場でもあるところの中国との経済的断交の状態が今後続きますときに、今後そのような状態で日本の経済自立がやつて行けると首相は思われま

すでしょうか。又インド、ビルマ等の東南アジアの諸国で、現在北京政府を承認している国との関係はどういうふうになるかと首相は思われますでしょうか。この点については特に去る二月本議院におきまして、我が党の和田博雄氏よりもこま／＼とお尋ねいたして置いたのでございます。そのときに経理大臣は、日本が経済的に崩壊するよう

な場合があるとするならば、今日まで日本に対して援助政策をとつて来た米政府としては見捨てるようなことはできない事情にあるから、あらゆる方法を以て援助してくれるであろうとの御答弁でございましたが、このような特定国への経済的な依存主義は誠に細かいのでございます。(拍手)個人生活においても人の厄介になつておる者は頭が上りません。独立国たるもの、経済的自立の見通しは万全を期して置かなくてはならないと存じます。特にこの点はずっと具体的な御答弁が承りたいのでございます。

質問の第六点は、講和と自主権の回復の問題でございます。終戦後占領が永くにつれまして、国民は何をおいても自主権の回復を熱望しております

す。リッソウエイ司令官も憲法施行記

念日に當りまして、日本が完全な自主権を回復する日に備えるために、占領管理を漸進的に緩和するという方針を明らかにされましたが、講和後には必ず完全に自主権が回復されるものと期待しておりますが、その自主権の内容は、経済的自主権、通商の自由及び外交権をも含まれておると思つて差支えないのでございましょうか。例えば米英陣営との講和締結によつて外交の自由を確保したと見て、まだ講和を結んでいない中共との通商の自由を日本みずからの手によつて開拓するというようなことは許されるのでございましょうか。この点御説明をお願いいたします。

質問の第七点は、講和後の駐兵問題に対して、どのような条件を語合われたのでございましょうか。これは実に国民にとりまして大きな関心事でございます。例えば駐兵の員数、場所、国内通行権の範囲及び駐兵の期間等を知りたいと思ひます。又アメリカの軍隊が日本の軍事基地を使用するような場合は、どんな条件で提供されるのでございましょうか。これらの点につきまして、ダレス特使が米國に帰られた後の発言に、日本国民の圧倒的多数は、米國の軍隊が日本及びその周辺を守ることを歓迎していると述べられているのでございまして、(その通り)と呼ぶ者あり)ダレス特使が日本の圧倒的多数という言葉を引用したのは、吉田

総理大臣が日本の大政の總裁であるところから、ダレス氏がこのような印象を受けられたものと見られますから、(ひがみだよと呼ぶ者あり)このアメリカ軍隊の日本駐兵の問題については、特にアメリカ式のフランクな御答弁をお願いしたいと思ひます。

質問の第八点は、最後でございますが、仮にソ連、中共を除いた国々だけの講和成立の場合、ソ連及び中共地区に今なお残留しておるところの三十余万の同胞の帰還の問題はどうなるのでございましょうか。(それはソ連に開け)と呼ぶ者あり)この点ダレス氏に對して特に何らかの保障を求めて下さ

いたしましたのでございましょうか。(お門違いじゃないか)と呼ぶ者あり)未帰還同胞の問題については、日本政府も米國當局も従来あらゆる努力を講じて、一日も早く送還せしめるよう手段を講ぜられました。然るにソ連政府の説明が何であるにせよ、終戦後五年余の今日、なおボツダム宣言の約束を無視して、遠い異國に抑留され、(何を言ふか)うるさい)と呼ぶ者あり)或いは消息不明の多数の同胞の問題があることは、日本国民の名譽の問題であるばかりでなく、(共産党に開け)と呼ぶ者あり)國際的な人道問題であり、(何を言つておるのだ、癡言を言ふな)と呼ぶ者あり)人権無視の問題であります。(野次で済む問題じゃないぞ)と

呼ぶ者あり)ダレス特使の對日講和條

約草案が各新聞に掲げられましたとき、(癡言を言ふな)と呼ぶ者あり)未帰還者に関する何らの條項が含まれていないのを知つたとき、留守家族の心は闇の中に突き離された思いであつたと想像されます。(きまつているじやないか)と呼ぶ者あり)國會の受付に或る日(ソヴァエトに開け)共産党に開け)と呼ぶ者あり)見知らぬ老婆が私を尋ねて來ました。私の顔を見るなり、(先生全面講和をお願いします)との挨拶、(方向が違ふ)泣き言を言うな)うるさい)と呼ぶ者あり)私は驚いて、この草深い田舎の老婆が何で(何を言つてゐるんだ)と呼ぶ者あり)全面講和の支持者になつたか不思議に思つて尋ねましたところ、老婆は二人の息子を戦死させ、末の息子はソ連に(それが社会党代表の質問か)黙つて開け)と呼ぶ者あり)今なお抑留されて、便りはあれど顔は見られぬ、息子の残されている国と日本が紛争をかま

えられたら、我が子の身の上はどうなりましたかとお尋ねしたのでした。講和締結の日日本民族の喜びの日でなければなりません。未帰還者、留守家族をこれ以上の悲しみと失望に泣かせないために、首相は(平和三原則を唱える社会党の質問か)議長、何とか……)と呼ぶ者あり)必ずダレス氏に對して何らかの保障を求められたいと考えますが、この点につきましては、特に留

守家族の納得の行くような御答弁をお願いいたします。(拍手)

以上の諸点を以ちまして質問を終ります。講和締結の問題は、決して多数党といえども、一つの政党的功名心や満足感の上に成立させてよいものではございせん。(拍手)飽くまでも謙虚に、全国民を納得せしめるに足る基礎の上に成立せしめなければならぬことは申すまでもありません。(社会党は同胞愛があるのか)と呼ぶ者あり)國民が早期講和を要請するのは、講和條約が締結されたならば、(こまかすな)と呼ぶ者あり)敗戦の屈辱感から脱し、真実の平和、独立、自由が回復し得られるものと思はばこそであります。決して外國の不沈母艦の役割を引受けるための講和を望んでいるのではございせん。(拍手)大したものだ、平和三原則はどうした)と呼ぶ者あり)功をあげるの余り、國家百年の大計、アジアの恒久平和の礎を築るようなことがあつてはならないのでございせん。(それは社会党じやないか)自由党はどうだ)少しは反省しろ)と呼ぶ者あり)私はアメリカ人が自國の世界政策に関する政略、戰略について、堂々と国内的には勿論、世界的に白日の下に論争を展開しているあの事實を見て、これこそ國家の運命に関する重大事を國民的規模において論議するものとして感謝を惜しまないものでございせん。(拍手)今や日本民族の

七三七

運命を決する重大な講和論議をするに當りましては、吉田総理大臣は従来の秘密外交の轍を破つて(社会党の平和三原則はどうか)と仰る者あり(米國における論議の規模に倣つて、堂々と國民の前に所信を披瀝して)社会党はどうか(と仰る者あり)國民と共に論じ、講和の成果は國民と共に喜ぶの態度に出でられんことを切望してやまないものでございます。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕
○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

私の昨日の演説に對して、簡単に過ぎるとか、秘密とかいうお話でありましたが、私は冒頭に申しました通り、ダレス氏がロサンゼルス或いは日本に來られたときの声明、又工業クラブ等においてなされた演説等を参酌いたして、私の昨日の演説を以て十分と私は考えるのであります。(拍手)これを以てよく要領を得ないとか、何とかいうことは御自由であります、私は昨日の説明を以て十分なりと考えるのであります。(その通り「強著」と呼ぶ者あり)徒らに長いことがいいのではありません、あえて秘密ではない。言うべきことは私は盡したつもりであります。

又多數講和、全面講和のお話がありました、多數講和を要望したというようなことは断じてないのであります。私としては始終申す通り、全面講和ができれば仕合せである。できなければ仕方がない。拙速主義ではないのであります。むしろ私は拙速主義を排するのであります。日本は一日も早く獨立をいたさなければならぬのであります。又日本と講和關係、平和關係に入らうという國は、一國といへどもこれと速かに講和關係、平和關係に入つて、幾分なりとも日本の獨立を回復いたすべきものと私は確信いたしたのであります。(拍手)故に拙速主義ではないのであります。拙速主義を排するのであります。(その通り「社会党わかたつたか、よく聞け」拙速主義という言葉があるかね(と仰る者あり)又從つて未締結國との間の關係をどうするか。私は全面講和ができれば結構であると考へますから、成るべく未締結國は少いことを希望しますから、その場合に、今後において未締結國ができるであらうが、それはそのときに考へるべきであつて、今日仮定の問題をあらかじめ政府としては聲明いたすべきではないと考へるのであります。

又、ソヴェートのアメリカに對する講和條約問題についての聲明と申しします、申入れについてどう考へるか。これは連合國との間の關係であつて、併し私はここに容赦はいたしません、併しながら講和條約に至るまでには幾多の曲折があるであらうと思ひます。或いは一國の提議を排斥する、或いは拒絶するといふ場合もあるであらうし、拒絶した後において又承諾するといふ場合もあるであらうし、或る國の一言一句を捉えてかれこれ申すべきではなく、暫らくその経過を見るべきであると思ひますので、私はこの点については容赦いたしません。經濟自立、經濟自立と言われまが、經濟自立の觀念は、實は軍國主義の残つた觀念であると思ひます。今日は經濟自立ではないのである。國際相依であります。相互に相助け、少きことを、欠乏を見ないよう、國を貿易によつて立つべきものであります。若し經濟自立というならば、貿易はやめたいといふ言わざるを得ないのであります。日本は貿易經濟の伸張によつて國を立てて行くべきもので、原料や食糧が不足した場合においては、これは貿易によつて補うべきことと考へるべきであつて、單に自立々々とお考へになるのは、これは軍國主義の遺物であると考へるのであります。(拍手)又ビルマ、インドとの關係と言われますが、現にビルマ、インド等においては貿易は開始されておるのであります。のみならず、在外事務所はやがて設置するに至るのであります。決してビルマ、インド等とは今日において貿易關係は決裂いたしてはいないのであります。又アメリカにばかり依存すると言われますが、私はアメリカばかりに依存する考へはないのであります。広く世界を相手に日本の貿易は依存すべきであつ

て、或る國に依存するといふ考へはないのであります。併しながら輸入することが便利な、輸出することが便利なる國とは、これは貿易關係に入つて成るべく多く貿易をいたしたいと考へます。或る國に、米國にのみ依存する考へは毛頭ないのであります。

講和と自主權の關係についてのお話でありましたが、講和後は完全なる自主權、獨立權を回復できることと私は考へており、現にダレス氏も、日本との間において全く對等の關係において、何ら主權に制限することのない對等の條約を結びたいといふことははつきり申しておられます。その通りになるからならんかとはかくとして、米國の考へは正にそうであると考へる。又日本國はこれを希望せざるを得ないのであります。

然らばソヴェット若しくは中共政府との間の關係はどうであるか。これは講和條約ができるか、できないかに一にかかつておるのであつて、講和條約は強制するわけには行かないのでありますから、相手國が平和關係に入ること、を拒絶した場合には、日本としてはいたしかたないのであります。成るべく講和關係に入ることに無論努力いたしますが、これは相手のあることでありますから、相手が承諾せざる場合は如何ともできない。又保障條約についての、日本の安全保障に關するお話でありましたが、こ

れは過日も申す通り、國內における治安は日本の力において飽くまでもこれを保障する。みづから守る。併しながら今日の情勢においては、集團的に攻撃を受ける場合においては、いづれの國といへども集團的防禦の方法を考へておるのであります。若し日本が集團的攻撃を受けた場合には、國內の治安については一向懸念いたしません、併しながら集團的攻撃を受けた場合に於いてはどうするか。これについてはダレス氏の演説の中にもあります通り、日本を長く空虚の状態に置くといふことはできない。世界の平和或いは米國自身の安全保障の上から言つて見ても、日本を空虚の状態に、真空の状態に置くわけには行かないから、アメリカとしては、できるだけの日本に對して援助を與える。それは結構であるといふことを私は申したのであつて、このことについては日本國民は誰も異存、違つた意見、考へを持つ人は……或いは社会黨の諸君は別であるが、或いは共產黨の諸君は別であるが、八千万國民、日本同胞は異存を言ふ者は私はないと考へるのであります。(その通り「と仰る者あり、拍手」)

ます。お話のあるまでもなく、私はダ
レス氏にお話をいたしておりますが、
その交渉内容の結果については将来を
御覧願いたいと思ひます。又講和條約
は、自由党若しくは我が内閣がこれを
独占いたして、自分の功名のためにす
るといふような考えは決して持
つておりませんから、この点は御安心
をお願いしたい。(拍手)

○議長(佐藤尚武) 櫻内辰郎君。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 吉田内閣総理大臣の外
交に関する報告演説に對しまして、一、
三の点について質問をいたしたいと存
じます。

第一に、首相はダレス氏との会談に
おいて、琉球、小笠原その他の領土權
復歸の要請をせられたかということ
であります。ポツダム宣言受諾に際しま
して、領土の問題はすでに決定をいた
しておる問題であります。ポツダ
ム宣言受諾の當時と今日の形勢におい
ては隔世的に一変をいたしておる現実
から考えます場合に、この問題につ
いて連合国側に要請するということ
も、私は決してこの當を得ておらない
といふ所しりは受けないと考へておる
ものであります。従つて國民の要請い
たしておる点を察せられまして、總理
はこの点についてダレス氏に對して要
望されておると考へます。要望され
ておりますかどうかということ
伺いたないのであります。参議院におけ

る外務委員会に對しまして、これらの
島々の人々及び各方面からこの領土權
復歸の問題が陳情をせられて、毎日の
ごとくにこの陳情書が参つておるの
であります。最近におきましても、徳川
頼貞議員と私は大阪に参りまして、商
工會議所において講和に関する懇談會
を開いたのであります。その際懇
談會を終りましたときに、奄美大島の
人々が来られまして、どうか我々が日
本人として生きて行くことができるよ
うに特別なる御配慮をお願いいたした
いと、涙を流して陳情をせられたので
あります。私もはもとより、この悲
痛なる陳情の声を聞いた並みいる人々
も共に泣かされたのであります。この
國民感情を考へます場合に、我々は
ポツダム宣言受諾の際にすでに決定し
た問題であるから、領土の問題はこれ
を要請することができないといふよう
な考へは持ち得ないと思ふのでありま
す。更に参議院の外務委員会はこの問
題の重要性を考へまして、委員は各地
に出張をいたしまして、この問題につ
いて調査をいたしたのであります。千
島に關するところの調査をいたしたの
であります。その場合において蘭舞島
は完全に日本の領土であるといふこと
を確證をして歸られたのであります。
そしてこの調査の結果に基きまし
て、蘭伊能氏がダレス氏に会見をいた
しました際に、詳細にこの調査の報告

をすると共に、蘭舞島の日本領土復歸
の問題を陳情されたのであります。ダ
レス氏は東京中においては何れこれに
對する意見を述べられなかつたのであ
ります。アメリカに歸られまして、
二月二十八日の記者団との会見におい
て、蘭舞島は日本の領土と認める、こ
こにソ連の軍隊が駐屯しておることは
間違ひであると聲明をされたのであり
ます。(拍手)私はこの陳情をされた
ころの蘭伊能氏の満足はもとより、國
民すべてが御同慶の至りに堪えないと
考へておるものであります。國民的、
民族的の感情を無視して、これらの島
々が没收されるということは誠に痛恨
に堪えないのであります。この國民的
感情を察せられまして、首相はダレス
氏に對しまして、これらの島嶼の復歸
問題について要請をされましたかど
うかといふことを伺ひたいのであり
ます。

第二には、講和條約締結と共に日本
の安全保障の問題であります。すで
に加藤議員からこの問題は質問されて
おりますので、私は簡単に申上げた
いと存じます。講和條約締結と共に
日本の安全保障は何によつて求めら
れるか、日本が國際連合に加盟をいた
しまして、國際連合によつて保障され
るといふことは望まじきことでありま
するけれども、これが不可能といたし
ますならば、集團保障の途によつて
日本の安全は保障されなければならん
と思ふのであります。併しながらその
場合におきまして、講和條約を締結を
いたして完全なる獨立國となつたとい
う日本が、外國の軍隊にのみ依存をし
て、そして日本の安全が安らかであ
ると考へるといふことは、これは言ひ
得られるでありましかどうか。こ
の場合において、私は日本の經濟力が
直ちに大きな軍備を持つことはできな
い、併しながら國土の保安隊ぐらひは
日本人の手によつて編成をせなければ
ならないと考へるのであります。而し
てこの問題についてダレス氏と總理大
臣との間において種々なる談合があつ
たと考へます。これについてお話
合ひがあつたかどうか、更に詳細に御
説明をお願いしたいと存するのであり
ます。

更に又講和と同時に國防力の真空状
態に備へまして、米軍の駐兵問題が論
議されておるのであります。すでに
この問題も先ほど加藤議員から質問を
されました通りであります。から、こ
れも私は省略いたしますが、要するに
このアメリカの軍隊が駐屯をする、そ
ういふような場合において、或いはそ
れに對して年限を切るとか、そんない
うなお話合ひがあつたと考へます。こ
が、具体的に卒直に御説明をお願いいた
と思ふのであります。

第四に、米國政府から講和の草案
が、仮の草案でありますけれども、
これが關係各國に配付をされておると
いう記事が出ておるのであります。我
が國の政府もこれを受領いたしておる
かどうかといふことを伺ひたいのであ
ります。更に又この草案を受領してお
らるるといたしますならば、速かに
これを國會に提示をされまして、そ
うして國會においてもこれを検討せしめ
らるることが当然と考へます。が、總
理の御所見を伺ひたいのであります。

第五に、條約の締結前に國會の承認を
求めるかどうかといふことを伺ひたい
のであります。當然民主憲法の今日に
おいて、憲法の下においては國會の承
認を先に求められなければならないと
考へます。が、これに對する首相の率
直なる御見解を伺ひたいのであり
ます。

以上の点について首相から詳細に伺
ひたいといふことを申述べて降壇をい
たします。(拍手)

〔國務大臣吉田茂登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂) お答をいた
します。

第一の御質問は、領土に關して要請
をいたしたかどうかといふことである
が、この領土の問題については、
すでに第一回のこの前に見えたとき
に、一月に見えたときに、私からして
國民の要請するところはつづさに申述
べておるのみならず、又外務省として
はお示しの千島その他の領土について
の歴史的、地理的の關係に對する詳細
なる資料は米國政府に、米國政府と申

すよりは、總司令部に提出いたしてあります。この領土の問題は、只今お話の通りガツダム宣言において一応きまつておることはお示しの通りであります。併しながら又時の事情によつて、或いは又政治上と言いますか、外交上その他の理由によつて連合国自身の意見も変わることでありましようし、又国民の要望の熱意によつては又再考せられる余地のあることはお話の通りであります。政府といたしましては、十分できるだけの手段を盡して、方法を盡して、国民の意のあるところは伝えております。ただこの点について一つ御注意申したいのは、余り国民が、或いは政府が熱心の余り要望を強制し過ぎますと、話がかたくなになります。(笑聲) 笑ひことではない、怪しからん。領土問題のごときは、これは国民或いは国運の消長に關することでありますから、この取扱ひ方においては十分慎重にいたしたいと思つております。又これを慎重にすることによつて不利益はないのみならず、利益があると思ひますのは、今日御承知であらうと思ひますが、曾つては北緯三十度という。三十度以南ということでありましたが、すでに二十九度以南というまでに、一度違つておるのであります。でありますから、この領土問題の限界は時々刻々変わるものでありまして、相手方が承服するようにならうにしかけて行くことが外交であり、必要で

あると思ひます。この点については、なお政府といたしまして十分慎重に取扱ひますが、議会においても慎重にお取扱ひを願ひたいと思ひます。(拍手)

安全保障の問題については、これはこの前見えたときに十分話はいたしてあります。要は先ほど申した通り、国内治安については飽くまでも日本政府の能力でいたすと、はつきり申しております。又その方法を盡すつもりであります。併しながら集團的攻撃の場合においては、今日においてはこれを集團的に防禦する方法を考えるよりほか方法はないと私は考えます。従つてこ

で米國駐兵問題が起るのであります。が、この駐兵問題については、米國政府の考えもまだしつかりいたしておらないと思ひます。つまり細目についてはしつかりいたしておらないと思ひます。日本を真空状態に置きたくない。太平洋或いは極東の平和、世界の平和維持のために日本一帯を真空状態に置くということとは、平和維持の上において危険であるという考えについては、日本政府もアメリカ政府も一致いたしておりますが、さて駐兵問題となつてどうなるか、或いはその期間はどうであるか、或いは又どこに置くかとか、軍事基地というような問題についての詳細については、米國政府においても今なお具體的にきまつておらないと考へられます。従つて詳細な交渉には入

つておりません。殊に今度の場合においては、このたび来訪せられた場合においては話頭によつておりません。又米國草案を受つたかどうか、これは受取りました。見ましたが、これを發表することは許されておらないのであります。新聞に洩れたということはありません。洩れたために迷惑をいたしたということはありますが、發表することは許されておらないのであります。のみならず、これは草案に過ぎないのであります。この草案を基にしてどう変化するか、各国との間の交渉の間においては、この草案も多少は変化いたすであらうと思ひますが、今のところは草案であつて、且つ又これは發表することを許されておられませんから、国会に提示して諸君の御研究を待つということまで参つておりました。

又講和條約ができた場合に国会の審議にかけるといふお話であります。が、無論国会の承認を経て條約はいたすのでありますからして、決して政府独断で、諸君の御承知のない間に締結をいたすようなことは断じてございせん。

この機会に昨日私に對する質問で留保になつておる問題についてお答えをいたしますが、それはメーデーに宮城前の広場を使わせないという問題であります。この問題は早急にきまつた問題ではなくして、すでに一ヶ月前と思

います。政府の方針はきまつて關係者に通告いたしたはずであります。即ち私の考えますところは、宮城前の広場はこれは國民の共有と申すか、儀式その他に使うために保存いたしたい。これはきれいな場所として、きれいな場所というのをおかしいが、成るべくその美観を傷つけないように保存いたしたい。(労働者はきたないのか)と呼ぶ者あり又儀式その他に使用したい、これを政治上の目的その他のために使わせないということにいたしたいと思ひます。これは昨年のいつでありましたが、覚えておりませんが、米國兵と學生との間に不祥事件が起つて、そのために兩國の間に、或いは司令部との間にいさゝかな關係を生じました。が、そういうことのないように、広場は成るべくこれを國民共同の場所として、そうして長くきれいに保存いたしたいと、こう考へるのであります。故に宮城前は使わせない、京都の御所にについてはよろしいと、こう申したのであります。あえて労働運動を弾圧した考へではないのであります。労働運動の発達については、我々は健全なる発達については決してこれを妨害する考へはないのであります。併しながら國民として、國家として大事な場所を労働運動のデモのために使わせるといふことは政府としては許せないと考へてあります。(拍手、「祭典じやない

か「旧憲法時代に還れ吉田は「歌れ」と呼ぶ者あり)

〇議長(佐藤尚武君) 堀木鏖三君。(堀木鏖三君登壇、拍手)

〇堀木鏖三君 私はここに吉田総理大臣に對しまして、外交問題に關して國民の知らんとするところを代表いたしまして、質問をいたそうとするものであります。大体本日ここに質問いたします事項は、本来総理大臣がみずからその責任上、進んでその誠意と熱情を傾けて経過を語り、國民の共感と納得を得らるべきものでありまして、その点に關しまして、先ほど加藤シヅエ議員に對して、非常な御努力があるということをお言われるのであります。が、私もその点に総理大臣が欠くところがあるのではなからうかということとは、ひとり加藤シヅエ議員のみでないと思ひ考へるのであります。何となれば、今回の講和に關しまして、私もは既成の事実をダレス氏その他から知るほうが多いのであります。総理大臣から伺いますほうがむしろ少い。そういう観点から見しても、もう少し親切に、率直に國民の納得行かれるような態度が是非欲しいものだ、こう考へるのであります。昨日どこにおきまして、総理大臣がみずから進んで御説明になつた。これは非常に珍らしいことでありますので、我々はすでに講和條約もこの夏あたりは締結されるかといふことが言われておりますときに、

さぞかし往來の経過を率直に表明されるものと考へておつたのであります。然るにただ早期講和は國民の希望するところであつて、今回の地方選挙の結果はそれを裏書きするものであるといふ言葉で以てお結びになつておるのであります。そして實質的な講和の内容は、ダレス氏のサンフランシスコにおける演説その他を通じて知つてもらいたいといふことが内容を成してあるかと思ふのであります。早期講和を國民が欲しますことは、これは私は社会党の諸君といへども早期講和は欲せられるであらうと考へるのであります。全面講和を欲せられることは、總理大臣が（早期全面講和と呼ぶ者あり）しばし欲せられておるところであります。それでは實際の問題に触れないのであつて、要するに如何なる講和條約が締結できるのであらうか、その内容如何が問題になると思ふのであります。従いまして、私は二、三の重要な問題について御答弁を願ひたいと思ふのであります。前二者に對しまして答弁せられましたところは極く簡単に省いて参りたいと思ひます。

先ず第一に領土問題であります。領土問題については先ほど詳細なる御答弁がありましたので、私としてはこの問題について更に御答弁を求めませんが、併しながら率直に申しまして、國民的感情から申しまして、千島列島、琉球列島、小笠原の諸島は決して我がの食糧なる侵略主義によつて領有したものではないのであります。又ヤルタ協定によつて千島の所屬問題が行われておるのであります。これもこの秘密協定については我々としてあざかり知らないところでもあると思ふのであります。更に進んで太平洋憲章によれば、今回の大戦参加国はいずれも領土拡張の意思のないことを表明してゐるのであります。かういふ点から考へますと、私は領土問題について、總理大臣は表現の方法、仕方について慎重を要することを切言されておられますが、その点については私も御同感いたします。併しながらそれからいつて、この問題について我々が口を抑えているわけに参らないものがある、こう考へるのであります。殊に先ほど挙げられました齒舞島が千島列島の一部でないとする観点からしますならば、琉球列島の奄美大島も又同様の見解に立つてもらいたいと思ふのであります。これらについては詳しく申上げませんが、領土問題で触れられなかつた一つの問題について御答弁を願ひたいと思ひます。それは今回北緯二十九度線より以南の諸列島が、國際連合憲章第七十五條以下によりまして信託統治制度の下に置かるることとなつたのであります。その目的は同憲章第七十六條のいづれによるものであります。現下の國際情勢上、國際的平和及び安全を増進するために必要で

そういう処置がとられたものといひます。その必要がなくなりませんでしたとき、その帰属について改めて住民の意思に基き決定せらるべきものと思はれますが、その点について總理大臣は如何に御了解なすつておられます。私が申したいことは、從來の住民の沿革と歴史とその意思が無視されて、人海の緯度によつて領土の変更が勝者の考へ方によつてきめられたときに、決して世界の平和の維持に貢獻するゆゑでないといふことは歴史の証明するところであり。そういう点から、あの大太平洋憲章の預土不拡大の原則が打立てられたものと思ふのであります。かういふ観点からお考へになつておりました。第二は安全保障の問題であります。これも前二者から御質問がありましたので、私は主として講和條約の草案に言ふところの問題の一、二について御質問いたしたのであります。今回の條約草案によりますと、國際連合憲章の第二條の原則は、連合国側と日本との双務的關係において規定せられております。連合国は日本が主權國家として、國連憲章に言ふところの個別的又は集團的固有の自衛權を持つことを認めております。と同時に、日本が外國の武力攻撃に對しまして、安全保障としての諸國との取りきめに自發的に参加することを認めております。ここが

問題だと考へておりますが、その註釈のうちで、この自衛權は他國の武力攻撃に對する自衛權であると規定せられておるのであります。他國の武力攻撃に對する自衛權といふのは何でありましようか。ここに言ふところの自衛權は、總理大臣の從來言つておられますところと異なりまして、兵力そのものを指すとは思ふのであります。即ち現在日本は軍備を持たざるが故に、差当りその責任の遂行は不可能であります。自衛權を持つことは國家の權利でありますと共に、他國の集團的安全保障の取りきめに参加する場合同じであります。自國の安全を保障する意思のないものが、他國と集團的安全保障協定に参加することは考へ得られないのであります。又ダレス氏の言葉を引用いたしますれば、ダレス氏は、アメリカの日米防衛協定に對する態度は、ただ單に相手國に防衛の恩恵を一方的に與えるものではなくて、ダンデンバーグ決議に基き、相互援助と自衛を前提にして初めて相手國と防衛協定を結ぶというのが方針であると云つてゐるのであります。かういふ観点から見ますと、この自衛權は確かに兵力の裏付けをした自衛權である、空な自衛權でないといふことを私は考へざるを得ないのであります。そういったと、今回講和條約を結びますと、將來に對しまして、差当りは法

律上或いはその條によりまして、實質的に軍備を持つておりませんが、將來そのときには日本が自衛權を持つことを要請せられる、義務付けられるものであると考へるのであります。この條約によつて、私は憲法に優先する、憲法上條約は憲法の條章に優先するといふ考へ方からしますならば、いつの日にか、その必要が生じた際には憲法改正の手續を國民に訴ふるの考へ方がなければならぬと思ふのであります。その点について如何にお考へになります。更にこの條約の中に括弧いたしました「太平洋の安全保障を維持し、日本が今後攻撃的脅威となることなく……日本を自國の安全に寄與せしむるために現在行われつつある意見交換の結果に照して補足せられ」といふことが書いてあるものであります。これは何を指すのであります。どうか、私は取りも直さず、いわゆる日米防衛協定を指すのだと思ふのであります。日米防衛協定の性質については今御答弁がありました。細目はともかくといたしまして、基本的なものについてのお話しは私はあつたらうと思ふのであります。この点についてダレス氏みずからその経過によつて考へると言つてゐる以上、お話しがあつたと思ふのであります。總理としてはどういふふうにお考へになつておりました。ただ最も問題となつたことは、この日防衛協定と國

連との繋がりでありまして。即ち日米防衛協定が国際連合の第五十一條以下の国連の目的原則に従つて行われるものであるかどうか、單なる兩國間の軍事協定ではあるはずがない。そういう意味におきまして、私は国連との繋がりにおきまして、この日米防衛協定は世界平和への途を発見することができると思ふのでありますが、この点について如何にお考えになりましたか。

最後に申したいことは、憲法制定記念日に當りまして、リッジウエイ最高司令官が、講和に備えて占領管理を日本の自治能力、政治の能力に依じて大幅に委譲して参るといふ、漸進的に大幅に委譲して参るといふことを言つておられるのですが、過去の日本の政治のあり方を見ますときに、占領下、日本人が日本人の手でみずから治め得ることまで、占領軍の指示でありまして、或いは書簡でありまして、とか、或いは口頭で参つて政治が行われがちであつたのであります。これにつきましては、私どもは国民とひとしくその責任を痛感しなければならぬと思ふのでありますが、特に内閣に列せられるところの諸公は、この点について十分意を用いられて、本来の民主主義の原則に立返つて、みずから治めるの責任と義務を感じべきであると思ふのであります。然るに過去の政治はこの点について私は甚だ遺憾の点があつたと思ふのであります。殊

に終戦後六年たちました今日に至つても国民の自立の気魄が乏しくして、最近におきまして、昨年電力問題に對しまして書簡を問題にし、又今總理大臣がこゝで御答弁になりました皇居前広場の問題にいたしまして、お互い手で解決すべきものがかくのごとき形をとりましたことは、私は民主主義の原則に反するものと思はざるを得ないのであります。(拍手)

最後に、追放解除について一言申し上げたいと思ふのであります。すでに民主主義の基礎ができ上りまして、講和もでき上ろうといふときになつて参りましたことに鑑みまして、今回の追放解除は従来と異なりまして、ボクダム宣言受諾に基きますところの戦争犯罪人、極端なる軍国主義者、極端なる国家主義者を除いては全部解除せられるも何ら憂慮するところはないといふことが考えられますが、この問題がとかく世上政治的な眼を以て見られるといふことは甚だ遺憾だと思ふのであります。が、總理大臣としては、特別の委員会を設けられるとか出ておるのであります。が、みずからの責任におきまして、速かにこの問題を御解決になる御決心はございませんでしようか。實際我々講和は一日千秋の思ひで待望して参りましたが、今後我々が我々の手で民主主義の原則に従つて政治をやつて参りますのには、今更ながら一層従来よりその責任の加重を感じざるを得ないと思ふのであります。總理大臣とい

た思ふのであります。總理大臣自身は日米国民に對して努力しておられることは十分感謝しながらも、なお且つ總理大臣が国民と共に憂へ、国民と共に難るの姿はどうしても我々としては不足に感ぜざるを得ません。そういうふうな状態におきまして、この大問題を解決して参りますことは、實に私は不可能なことではなからうかと考えるのであります。(拍手)どうか總理大臣として一層御反省になりまして、そうして八千万の国民のエネルギーを祖國愛と國際正義の確立に燃え上るよう御努力あらんことを切に希望いたします。これを以て私の質問を終わります。(拍手)

【國務大臣吉田茂君答覆、拍手】
○國務大臣(吉田茂) 答へました。領土問題については、先ほど一応の、私からして答弁をいたしました。が、お話の中に口を減して言われたか、とにかく領土問題について遠慮して話す必要はない、その通りであります。私は絶えず国民の輿論を、領土問題その他についても、講和條約についても極く率直に国民の要望するところを、自由に話される方がよいといふことを、又略すことを奨励いたしておるものであります。又講和條約は国民の意思に反した、或いは要望に反した講和條約をなして、そうしてそれが守られな

かつたといふことは、ヴェルサイユ條約において最も明瞭であります。故に連合國としても、このたびの講和條約は相手國の民意を十分尊重したい、故にダレス氏の聲明その他の中にも明らかに言われておる通り、日本に對しては對等國として、曾ての敵國、若しくは戰勝國と戰敗國との關係において條約は結ばないと言われておるのであります。故に國民の要望は十分取上げらるると思ふから、決して遠慮せられて言葉を差控える必要は毫毛もないのであります。只今お話の領土問題等についての國民の要望は、私としてもできるだけ司令部その他に表明いたしており、又要望の徹底することに努力いたしております。

安全保障の問題について自衛權云云、又國連との關係等について詳細の御意見が開陳せられました。が、御意見として拜承いたします。併しながら、今日日本の安全と申しますか、ダレス氏との間において話合をいたしましたことは、これまで私がこゝで説明いたしました以外に何にもないのであります。今後においてこれがその趣旨において具体化された場合において、いわゆる自衛權その他がどう國連憲章との關係を持つかといふことが明らかにせられるのであつて、今日は草案の程度であつて、その草案がどう変化するかといふことはわからないのであります。連合國との間の話合においてい

いろいろな修正があり得ると思ひます。から、その原案或いは條約の原案を御覽になつて、その上で更に御意見の開陳を願ひたいと思ひます。又條約が憲法に優先するとは私は考へないのであります。憲法の下においては、法律、條約ができるのでありますから、憲法を無視して條約が締結せらるるということは断じていたしませんつもりであります。

太平洋條約についてのお話でございますが、この太平洋條約については、今日或いは今日まで、ダレス氏との間或いは連合國との間に何ら話合いをいたしておりません。追放問題についてのお話がありましたが、これは成るべく多数解除いたしたいと考えております。併しながら追放に關する司令部の原則は變つておらないといふことはメモランダムの中にもちやんと書いてあるのであつて、その原則の範圍において成るべくその適用を廣くして、成るべく廣く解除いたしたいといふことを希望もし、又考へておるのであります。一応のお答をいたします。(拍手)
○議長(佐藤隆夫) これにて質疑通告者の発言は全部終了いたしました。内閣總理大臣の発言に對する質疑は終局したものと認めます。
○議長(佐藤隆夫) 日程第二、相互銀行法案(衆議院提出)を議題といたし

まず、先ず委員長の報告を求めます。
大蔵委員会理事大矢次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

相互銀行法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年五月八日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武蔵

相互銀行法案

相互銀行法

(目的)

第一條 この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増進に資するため、相互銀行について必要な規定を定め、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。

(相互銀行の業務)

第二條 相互銀行は、左の業務及びこれに附随する業務を営むことができる。

一 一定の期間を定め、その中途又は満了のときにおいて一定の金額の給付をすることを約して行ふ当該期間内における掛金の受入

二 預金又は定期積金の受入
三 資金の貸付又は手形の割引
四 有価証券、貴金屬その他の物品の保護預り

五 有価証券の拂込金の受入又はその元利金若しくは配当金の支拂の取扱

2 貯蓄銀行法（大正十年法律第七十四号）第一條第二項本文（業務の制限）の規定は、相互銀行には適用しない。

(営業の免許)

第三條 相互銀行は、大蔵大臣の免許を受けなければ、これを営むことができない。

2 前項の免許を受けようとする者は、申請書に定款、業務の種類及び方法を記載した書面並びに事業計画書を添附して大蔵大臣に提出しなければならない。

(相互銀行以外の者の営業の禁止)

第四條 前條の規定により大蔵大臣の免許を受けた相互銀行以外の者は、第二條第一項第一号に規定する業務を営んではならない。

(資本金)

第五條 相互銀行は、資本金が左の各号に定める金額以上の株式会社でなければ、これを営むことができない。

一 東京都又は大蔵大臣の指定する人口五十万以上の市に本店を有する相互銀行にあつては三千万円

二 前号に規定する相互銀行以外の相互銀行にあつては二千万円

(商号)

第六條 相互銀行は、その商号中に相互銀行という文字を用いなければならない。

2 相互銀行以外の者は、その商号中に相互銀行であることを示すような文字を用いることができない。

3 銀行法（昭和二年法律第二十一号）第四條第二項（商号）の規定は、相互銀行には適用しない。

(他業の禁止)

第七條 相互銀行は、第二條に規定する業務以外の業務を営むことができない。

(営業区域)

第八條 相互銀行は、定款をもつて、その営業区域を定めなければならない。

2 相互銀行は、その営業区域外で、業務を営むことができない。

3 相互銀行は、その営業区域を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

（基本事項の変更等の認可）
第九條 相互銀行は、左の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 商号を変更しようとするとき。
二 資本金を変更しようとするとき。
三 業務の種類及び方法を変更しようとするとき。

四 支店その他の営業所を設置しようとするとき。
五 本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき。

六 支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

（一人に対する給付等の制限）
第十條 相互銀行は、同一一人に対する第二條第一項第一号の契約に基いて給付した金額から既に受け入れた掛金額を控除した金額と貸付（手形の割引を含む。以下同じ）の金額との合計額が、その資本金

及び準備金（準備金、積立金、基金その他名称の如何を問はず利益のうちから積み立てられたものである。且つ、株主動定に属するものをいう。）の合計額の百分の十に相当する金額をこえることとなるときは、当該一人に対し給付又は貸付をしてはならない。

第十一條 相互銀行は、第二條第一項第一号の契約に基き給付をしようとする場合においては、その給付後における当該契約に基き掛金の受入が確實に保障される場合でなければ給付をしてはならない。

（給付金の総額の限度）
第十二條 第二條第一項第一号の契約に基き相互銀行の給付金の総額は、同号の契約に因つて受け入れた掛金の総額と当該銀行の定期性預金の総額の百分の五十に相当する金額との合計額をこえてはならない。

(預金の支拂準備)

第十三條 相互銀行は、預金の支拂準備として、その定期性預金の総額の百分の十に相当する金額と定期性預金以外の預金の総額の百分の三十に相当する金額との合計額以上に相当するものを、現金、他の銀行への預け金若しくは貸付金又は国債、地方債その他大蔵大臣の指定する有価証券をもつて保有しなければならない。

(定期性預金の範囲)

第十四條 前二條において定期性預金とは、拂戻について期限の定めがある預金又はこれに準ずべきものであつて、大蔵大臣の指定するものをいう。

（合併、営業等の譲渡又は譲受）
第十五條 相互銀行の合併又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 相互銀行は、前項に定める場合の外、大蔵大臣の認可を受けて、信用金庫又は信用協同組合から、その事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

（営業等の全部の譲渡又は譲受の手続）
第十六條 相互銀行が営業の全部の譲渡若しくは譲受又は信用金庫若しくは信用協同組合の事業の全部の譲受の決議をしたときは、その決議の日から二週間以内に、決議の要旨及びその債権者で営業又は事業の全部の譲渡又は譲受に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、預金者及び掛金者以外の知れている債権者には、各別に催告しなければならない。但し、その期間は、一月を下つてはならない。

2 債権者が前項の期間内に異議を述べなかつたときは、営業又は事業の全部の譲渡又は譲受を承認したものとみなす。

3 第一項の期間内に債権者が異議を述べたときは、営業又は事業の全部の譲渡又は譲受をしようとする相互銀行は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第十七條 相互銀行がその営業の全部の譲渡をしたときは、遅滞な

く、その旨を公告しなければなら
ない。

2 前項の公告があつたときは、営
業の全部の譲渡をした相互銀行の
預金者及び掛金者に対して民法
(明治二十九年法律第八十九号)第
四百六十七條(指名債權譲渡の對
抗要件)の規定による確定日附の
ある証書による通知があつたもの
とみなす。この場合においては、
その公告の日附をもつて確定日附
とする。

(營業免許又は認可の失効)

第十八條 相互銀行が、營業の免許
を受けた日から六月以内に、營業
を開始しないときは、その免許は
効力を失う。

2 相互銀行が、この法律の規定に
よる認可を受けた日から六月以内
に、その認可を受けた事項を履行
しないときは、その認可は効力を
失う。

3 やむをえない事由がある場合に
おいて、あらかじめ大蔵大臣の承
認を受けた場合においては、前二
項の規定を適用しない。

(届出事項)

第十九條 相互銀行が營業を開始し
たとき及びこの法律により大蔵大
臣の認可を受けた事項を履行した
ときは、遅滞なく、その旨を大蔵
大臣に届け出なければならない。

(銀行法の適用)

第二十條 銀行法第八條から第十三
條まで(準備金、營業年度、財務
諸表、役員、兼職制限)、第十五
條合併異議の催告、第十六條
(合併の手続)、第十八條から第三
十一條まで(休日及び休業、拂戻

の停止、大蔵大臣及び裁判所の監
督権限等)及び第三十七條(公告)
の規定は、相互銀行について準用
する。この場合において、同法第
十五條中「預金者」とあるのは「預
金者及び掛金者」と読み替へるも
のとする。

(実施規定)

第二十一條 大蔵大臣は、この法律
による免許又は認可に関する申
請、届出、業務報告書その他の書
類の提出その他に關しこの法律を
実施するため必要な手続を定める
ことができる。

(権限の一部の代行)

第二十二條 大蔵大臣は、この法律
による権限の一部を地方支分部局
の長に行わせることができる。

(罰則)

第二十三條 大蔵大臣の免許を受け
ないで相互銀行業を営んだ者は、
三年以下の懲役若しくは三十万円
以下の罰金に処し、又はこれを併
科する。

第二十四條 左の各号の一に該当す
る場合には、その違反行為をした
相互銀行の役員、支配人その他の
職員を一年以下の懲役若しくは十
万円以下の罰金に処し、又はこれ
を併科する。

一 第二十條において準用する銀
行法(以下本條及び第二十五條
中「銀行法」という。)第十條の規
定による業務報告書又は銀行法
第十二條の規定による監査書の
不実の記載その他の方法により
官庁又は公衆を欺もうとしたと
き。

二 銀行法第二十一條の規定によ
る検査に際し、帳簿書類の隠べ
い、不実の申立その他の方法に
より検査を妨げたとき。

第二十五條 左の各号の一に該当す
る場合には、その違反行為をした
相互銀行の役員又は支配人を一万
円以下の過料に処する。

一 第七條の規定に違反したと
き。

二 第八條第二項の規定に違反し
て營業区域外で業務を営んだと
き。

三 第九條の規定に違反したと
き。

四 第十五條第二項の規定に違反
して事業の全部又は一部を譲り
受けたとき。

五 第十六條第一項若しくは第十
七條第一項又は銀行法第十六條
若しくは第十九條の規定による
公告を怠り、又は不正の公告を
したとき。

六 第十六條第三項の規定に違反
したとき。

七 銀行法第八條の規定に違反し
たとき。

八 この法律により相互銀行に備
えて置くべき書類を備えて置か
ず、若しくは大蔵大臣に提出す
べき書類の提出を怠り、又はこ
れに記載すべき事項を記載せ
ず、若しくは不実の記載をした
とき。

九 銀行法第十三條の規定に違反
して他の会社の常務に従事した
とき。

十 銀行法第二十二條、第二十三
條、第二十六條又は第二十九條

の規定により大蔵大臣又は裁判
所のした命令に違反したとき。
第二十六條 第六條第二項の規定に
違反した者は、一万円以下の過料
に処する。

第二十七條 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者が、その法人又は人の
業務に關して第二十三條又は第二
十四條の違反行為をしたときは、
その行為者を罰する外、その法人
又は人に対しても、各本條の罰金
刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 無盡業法(昭和六年法律第四十
二号)の一部を次のように改正す
る。

第一條第一項中「金錢ノ給付ヲ
為スヲ謂フ無盡業法ノ方法ニ依リ
金錢、有価証券其ノ他ノ財産ノ給
付ヲ為スモノヲ云フ」を「金錢以外ノ財産
ノ給付ヲ為スヲ謂フ無盡業法ノ方
法ニ依リ金錢以外ノ財産ノ給付ヲ
為スモノ」に改め、同條第二項を
削る。

第五條第一項を次のように改
め、第二項を削り、第三項を第二
項とする。

無盡業法ハ其ノ商号中ニ無盡ナ
ル文字及給付ヲ為ス主タル財産ノ
種類ヲ示スベキ文字ヲ用フベシ

第十條第一項第六号中「金錢及
有価証券以外ノ財産」を「金錢以外
ノ財産」に改める。

第十條第一項中第一号から第三
号までを削り、第四号を第一号と

し、以下順次繰り上げ、第二項及
び第三項を削る。
第四十條中「第五條第三項」を
「第五條第二項」に改める。

3 この法律施行の際、現に改正前
の無盡業法(以下「旧法」という。)
の規定により、營業の免許を受け
ている無盡業法(金錢以外ノ財産
ノ給付をする無盡業法を略す。以
下「既存無盡業法」という。)につい
ては、旧法は、この法律施行後三
年を限り、なおその効力を有し、
この法律第四條の規定は、これを
適用しない。

4 大蔵大臣は、既存無盡業法が前
項の期間内に第三條の規定により
營業免許申請書を提出した場合に
おいて、その会社が、相互銀行業
を営むのに適當なものであると認
めたときは、これを免許しなけれ
ばならない。

5 相互銀行は、既存無盡業法の營
業の全部又は一部を譲り受けるこ
とができる。但し、大蔵大臣の認
可を受けなければ、その効力を生
じない。

6 既存無盡業法であつて相互銀行
業の免許を受けたものについて
は、旧法の規定(同法に基き命令
を含む。附則第七項中において同
じ。)によつてなされた認可、承
認、命令、処分その他の行為は、
この法律(第二十條において準用
する銀行法の規定を含む。以下同
じ。)中これに相當する規定のある
場合においては、この法律の規定
によりなされたものとみなす。

7 旧法の規定によつてなされた認
可又は承認であつて、前項の規定

により、この法律の規定によりなされたものとみなされるものについて、この法律において当該認可又は承認の有効期間を定めたものの期間は、旧法の規定によつてなされた認可又は承認の日から起算する。

8 国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二 相互銀行ヘノ預金、定期預金又ハ掛金ノ拂込

第四條第一項中「貯蓄銀行預金、」の下に「相互銀行預金、」を加える。

9 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十七号及び第三十二條第一項第八号中「銀行業、」の下に「相互銀行業、」を加える。

10 この法律施行前（既存無盡会社）については、附則第三項の規定により効力を有する旧法の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後（既存無盡会社）については、附則第三項の規定により効力を有する旧法の失効後）でも、なお従前の例による。

「大矢半次郎君登壇、拍手」

○大矢半次郎君 只今上程せられました相互銀行法案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

御承知のごとく、我が国における中小企業は、重要な地位に據りま

して、従来より中小金融対策として政府資金の導入、商工組合中央金庫の活用等の諸方策が講ぜられて参つたのであります。

この際中小金融機関の体系を整備し、中小金融の専門機関の制度を確立する見地より、普通銀行の制度とは別に、中小企業者のための金融機関として、且つ国民大衆のための貯蓄機関として相互銀行制度を確立せんとするものであります。

本案の内容の概要について申し上げますと、相互銀行は地方的に国民大衆の相互金融を主たる業務とし、大衆的な貯蓄機関たる性格を有する銀行であります。

その業務としては、預金の受入、資金の貸付を行うものであります。また、特に大衆の貯蓄の便益とその金融の円滑化に資するため、従来無盡会社によつて採用されて来た月掛、日掛等による掛金方式を取入れ、貯蓄性預金の吸収にその特色を発揮せしめることとしたとすものであるとあります。

なおその性格上、債券の発行、為替業務等は行わないこととして、普通銀行との差異を明らかにするほか、一人に對する大口信用の集中を禁止し、中小金融に専念せしめると共に、営業区域について制限を設け、資金の地方還元の趣旨を明確にいたすと共に、その規模内容等につきまして、普通銀行に準ずる資金及び運営の健全性を確保

し、その監督の適正を期し、以て預金者等の保護の万全を期せんとするものであります。

本案審議の経過は速記録によつて御承知願ひたいと思ひます。かくて質疑を終了し、討論に入り、野澤勝委員から賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（佐藤尚武君） 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

○本日の会議に付した事件

一、食糧管理法の一部を改正する法律案

二、西院協議会協議委員補欠選挙案

一、日程第一 国務大臣の演説に関する件（第二日）

一、日程第二 相互銀行法案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員

飯島連次郎君	小杉 繁安君	中山 壽彦君	中川 幸平君	岩沢 忠恭君	寺尾 豊君	小野 義夫君	岡崎 眞一君	城 義臣君	平沼彌太郎君	九鬼紋十郎君	森田 豊壽君	仁田 竹一君	秋山俊一郎君	木村 守江君	楠瀬 常猪君	小野 哲君	岡部 常君	奥 むめお君	加藤 正人君	河井 彌八君	楠見 義男君	小林 政夫君	西郷吉之助君	新谷寅三郎君	鈴木 直人君	伊達源一郎君	徳川 宗敬君	前田 彌君	宮城タマヨ君	山川 良一君	
伊藤 保平君	中川 以良君	工藤 鐵男君	徳川 頼貞君	北村 一男君	黒田 英雄君	鈴木 安孝君	西川甚五郎君	植竹 春彦君	大矢半次郎君	加納 金助君	石川 榮一君	上原 正吉君	高橋進太郎君	宮本 邦彦君	尾山 三郎君	梅原 眞隆君	尾崎 行輝君	岡本 愛祐君	加賀 操君	片柳 眞吉君	木下 辰雄君	小宮山常吉君	高良 とみ君	島村 昌次君	杉山 昌作君	高橋 道男君	常岡 一郎君	藤野 繁雄君	堀越 儀郎君	溝口 三郎君	山本 勇造君
小笠原三男君	岩男 仁藏君	前之園喜一郎君	田中 一君	三輪 貞治君	赤松 常子君	荒木正三郎君	山花 秀雄君	高田なほ子君	吉川末次郎君	加藤シヅエ君	カニエ邦彦君	門田 定藏君	青山 正一君	櫻内 辰郎君	小林 英三君	平岡 市三君	西田 隆男君	岡 伊能君	西山 亀七君	有馬 英二君	竹中 七郎君	郡 祐一君	鈴木 恭一君	島津 忠彦君	三好 始君	愛知 揆一君	安井 謙君	白波瀬米吉君	松平 勇雄君	大野木秀次郎君	野田 卯一君
吉田 法晴君	伊藤 修君	岩木 哲夫君	松永 義雄君	成瀬 幡治君	山田 節男君	菊川 孝夫君	松浦 清一君	吉川末次郎君	若木 勝藏君	藤原 道子君	清澤 俊英君	金子 洋文君	一松 定吉君	林屋龜次郎君	左藤 義詮君	泉山 三六君	櫻内 義雄君	堀 末治君	油井賢太郎君	谷口弥三郎君	川村 松助君	大島 定吉君	山崎 恒君	池田宇右衛門君	石村 幸作君	岡田 信次君	山縣 勝見君	古池 信三君	長谷山行毅君	重宗 雄三君	

駒井 藤平君 境野 清雄君

稻垣平太郎君 羽生 三七君

江田 三郎君 大野 幸一君

中村 正雄君 細川 嘉六君

岩間 正男君 千葉 信君

木村龍八郎君 水橋 藤作君

鈴木 清一君 梅津 錦一君

東 隆君 森 八三一君

佐多 忠隆君 小林 亦治君

岩崎正三郎君 相馬 助治君

千田 正君 三浦 辰雄君

石川 清一君 岡田 宗司君

堀木 鑣三君 松原 一彦君

羽仁 五郎君 内村 清次君

小酒井義男君 栗山 良夫君

山下 義信君 矢嶋 三義君

西園寺公一君 木下 源吾君

棚橋 小虎君 下條 恭兵君

河崎 ナツ君 森崎 隆君

田方 進君

國務大臣

内閣總理大臣 吉田 茂君

外務大臣 池田 勇人君

大藏大臣 天野 貞祐君

農林大臣 廣川 弘禪君

通商産業大臣 横尾 龍君

郵政大臣 田村 文吉君

電気通信大臣 田村 文吉君

労働大臣 保利 茂君

厚生大臣臨時代理 増田甲子七君

建設大臣 岡野 清豪君

國務大臣 岡野 清豪君

國務大臣 岡野 清豪君

政府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君

外務省政務局長 島津 久大君